

西宮市営住宅の用途一部変更承認事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）第29条の市営住宅用途一部変更申請の承認事務に関し必要な事項を定める。

(申請者の要件)

第2条 申請者は、現に規則第2条に規定する住宅の入居者の名義人であって、次の各号のいずれにも該当しないことを要件とする。

- (1) 家賃滞納者
- (2) その他入居者としての債務不履行若しくは履行遅延する者

(申請の対象)

第3条 申請の対象は、規則第2条に規定する住宅において、申請者が占有使用する住戸面積の半分を超えない一部とする。

(申請の承認)

第4条 用途一部変更は、住居の目的を変更しないような住宅の一部分のものであって、住宅に改変を与えず、また、既存施設の維持管理に支障をきたさないものに限り承認する。

2 他の住戸に影響を及ぼし、また、防火上等支障があると判断される場合は、これを認めない。

(用途一部変更の申請)

第5条 用途一部変更の申請を行おうとする者は、市営住宅用途一部変更申請書（様式第30号）に次の書類を添付し、承認を受けなければならない。

- (1) 平面図（用途一部変更の位置等を明らかにすること。）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(遵守事項)

第6条 用途一部変更の承認を受けた申請者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認用途のとおり使用すること。
- (2) 事務員の雇用をしないこと。
- (3) 住宅としての使用範囲内の使用形態に限ること。
- (4) 営業所設置に伴う住宅の様態替えをしないこと。
- (5) 看板又広告物等を屋外に一切掲示しないこと。
- (6) 近隣居住者に迷惑を及ぼさないこと。
- (7) 許可免許証は、玄関等共用部分に向かって掲示しないこと。
- (8) 市からの指示・指導に従うこと。
- (9) 住宅管理に支障があると市長が判断したときは、承認を取消されても異議申し立てをしないこと。

(用途一部変更承認書及び不承認書の発行)

第7条 第5条に規定する申請に基づき承認の決定をしたときは、第6条に規定する遵守事項を条件に、市営住宅用途一部変更承認書を発行し、当該申請者に通知するものとする。なお、不承認を決定したときは、市営住宅用途一部変更不承認書を発行し、当該申請者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。